

令和5年度地方独立行政法人京都市立病院機構  
深夜業務等従事職員健康診断ほかに係る仕様書

- 1 深夜業務等従事職員健康診断
- 2 電離放射線、有機溶剤健康診断、特定化学物質及びじん肺健康診断
- 3 精密検査
- 4 個別保健指導

## 1 深夜業務等従事職員健康診断

深夜業務等従事職員健康診断では、労働安全衛生法に基づく定期健康診断に加えて、充実項目としてメタボリックシンドローム予防の観点から質問票及び結果報告を実施する。

### 1 予定数量

コース	項目	前期件数	後期件数	合計
Aコース (49歳以下)	全項目	710	—	710
	基本項目	—	550	550
Bコース (50歳以上)	全項目	240	—	240
	基本項目	—	110	110
充実項目 (全コース)	質問票	400	90	490
	結果報告	400	90	490

#### 【注意事項】

- ① 前期の対象者は約950名、後期の対象者は700名
- ② 前期件数及び後期件数とは、受診予定者数を指す。この数量については、変動する。
- ③ 健康診断のコース種類及び項目については別表第2を参照
- ④ 質問票、結果報告の2項目（以下「充実項目」という。）については、上記件数とは別に前期件数約200件及び後期件数約100件については京都市職員共済組合（以下「共済組合」という）及び全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）が同時に実施する。  
ただし、協会けんぽ対象者実施分については、協会けんぽとの協議が必要であるため、本機構に確認すること。  
なお、充実項目については、別表第2の全項目を受診する対象者のみに対して実施する。
- ⑤ 受診者数を請求すること。

## 2 実施内容

### (1) 健康診断実施日程

#### ア 前期実施日程

前期（巡回）：令和5年6月上旬～同年7月下旬

時 期	実施内容
<b>前期（巡回）</b> 5月下旬	① 事前配布物の送付 本機構の指定する健診実施通知文、名簿及び健診機関で使用する受診票等を封入し、各所属に送付
6月上旬～7月下旬 ※ 第1希望日程 令和5年6月中 ※ 第2希望日程 令和5年7月中	② 巡回による健康診断の実施 巡回回数：9回程度（半日の巡回を1回とする） 巡回場所：別表第1のとおり ※ 巡回回数や巡回場所、実施時間については、変更することがある。
7月中旬～8月下旬	③ 受診結果通知の送付 巡回健診を受診した対象者のいる所属へ、隨時、本機構の指定する健診結果通知文、受診者一覧及び個人宛結果等を封入し、各所属に送付 ④ 精密検査の実施 精密検査対象者に対し、健診機関にて精密検査の実施及び受診者の自宅に、隨時結果を送付

#### イ 後期実施日程

後期（巡回）：令和5年12月上旬～令和6年1月中旬

追加健診：令和6年2月上旬～同年2月中旬

時 期	実施内容
<b>後期（巡回）</b> 10月下旬	⑤ 事前配布物の送付 本機構の指定する健診実施通知文、名簿及び健診機関で使用する受診票等を封入し、各所属に送付
12月上旬～1月中旬	⑥ 巡回による健康診断の実施 巡回回数：7回程度（半日の巡回を1回とする） 巡回場所：別表第1のとおり ※ 巡回回数や巡回場所、実施時間については、変更することがある。
1月上旬～2月中旬	⑦ 受診結果通知の送付 巡回健診を受診した対象者のいる所属へ、隨時、本機構の指定する健診結果通知文、精密検査フローチャート、受診者一覧及び個人宛結果等を封入し、各所属に送付 ⑧ 精密検査の実施 精密検査対象者に対し、健診機関にて精密検査の実施及び受診者の自宅に、隨時結果を送付

追加健診 1月中旬	⑨ 本機構の指定する追加健診実施通知文及び名簿等を封入し、各所属に送付
2月上旬～2月中旬	<p>⑩ 前期及び後期にて実施した巡回健康診断の未受診者を対象に後期追加健診を実施</p> <p>実施日数：2日程度 実施場所：健診機関</p> <p>※ 実施時間は、健診機関の診察時間とする。ただし、別途協議の上、健診機関の診察時間以外で診察を依頼することがある。</p>
2月中旬～下旬	<p>⑪ 追加健診を受診した対象者のいる所属へ、随時本機構の指定する健診結果通知文、受診者一覧及び個人宛結果等を封入し、各所属に送付</p> <p>⑫ 精密検査の実施 精密検査対象者に対し、健診機関にて精密検査の実施及び受診者の自宅に、随時結果を送付</p>
精密検査未受診者への再実施 2月上旬	⑬ 本機構の指定する精密検査実施再実施通知文及び名簿等を封入し、各所属に送付
2月下旬～3月上旬	<p>⑭ 前期及び後期、追加健診精密検査未受診者に対する精密検査の再実施</p> <p>※ 精密検査の結果通知は受診者の自宅に、随時送付</p>

※ 深夜業務従事者で本機構が認める者について、上記年2回の深夜業務等従事職員健康診断に加えて、深夜業務等従事職員健康診断と同等内容の健康診断（以下「随時健診」という。）を実施することがある。随時健診については、実施する場合、別途日程調整を行う。（健診場所は健診機関とする。）なお、この随時健診についても、本委託契約の範囲内とする。

※ 上記日程については、変更の可能性あり。

## (2) 検査項目

別表第2「深夜業務等従事職員健康診断検査項目」のとおり

## (3) 健診対象者

本機構職員のうち、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員及び産業医の指示等により、事務局総務担当課長が年2回定期に健康診断を行うことが必要と認める職員。

なお、深夜業務従事者で本機構が認める者について、上記年2回の深夜業務等従事職員健康診断に加えて、随時健診を実施することがある。

また、本機構の指定する者については、年に1回の健診を実施すること。

対象者の所属、氏名等については、別表第3のとおり本機構から健診機関に情報提供する。

## (4) 健診実施及び結果通知

(1) 健康診断実施日程の「実施内容」通知文等については、本機構と協議のうえ、本機構の指定する日時に本機構に納品すること。ただし、健診機関から直接所属に送付を指示する場合もある。

## (5) 健診結果

### ア 健診結果の判定基準

判定基準については、原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、事前に本機構に対し、健診機関の有する基準を提示すること。ただし、産業医の指示等により、別途本機構で指定した場合は、本機構と協議のうえ、その指示に従うこと。

### イ 健診結果の報告

#### (ア) 個人宛結果報告

個人ごとに、次に記載した結果報告を作成し、所属、氏名コード及び氏名欄の見える窓開き封筒に封入し、当該職員が受診した日から2週間から遅くとも3週間後までには本機構に納品すること。ただし、健診機関から直接所属に送付を指示する場合もある。

所属、氏名コード、氏名、生年月日、性別、受診日、検査数値（検査結果）、基準値、結果判定、総合判定、胸部X線フィルム番号

上記項目については、本機構から提供する前年度のデータを併せて記載するものとする。ただし、データの性質上これにより難いものについては、別途協議する。

なお、健診機関において精密検査が必要と判断した対象者については、結果に精密検査該当項目を記載し、健診機関にて精密検査受診可能なことを記載すること。

#### (イ) 所属長宛結果報告

個人宛結果報告を送付する職員の結果について、所属ごとにまとめた所属長宛の結果報告（下記参照）を作成し、個人宛結果報告と併せて所属ごとに封入し、当該所属宛封筒の宛名を「(所属名) 所属長様 親展」と記載し、(ア) の期日までに納品すること。

#### 【健診及び追加健診の所属長宛結果報告】

- a 所属長宛通知文（本機構が指定する文書）
- b 健康診断受診者一覧（別紙参照）
- c 労働安全衛生規則第52条に定める定期健康診断結果報告書（様式第6号）に定める項目を盛り込んだ書類

#### (ウ) 胸部X線撮影の結果報告

胸部X線撮影の結果、健診機関において呼吸器系疾患又はその疑いがあると判定した職員については、個人宛結果に「胸部X線検査による精密検査の要否は後日事務局総務担当から連絡します。」と記載すること。また、当該職員の胸部X線フィルム（過去3年分のフィルムを含む）を個人ごとに所属、氏名コード、氏名、受診年月日及び胸部X線フィルム番号を記載した封筒等に入れ、読影票とともに本機構へ納品すること。

なお、当該職員の健診受診日から2週間後から遅くとも3週間後までには胸部X線フィルム等を本機構へ納品すること。

#### (エ) 事務局総務担当課長宛結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、事務局総務担当課長宛の結果報告（下記参照）を作成し、宛名を「事務局総務担当課長 親展」とし、本機構に納品すること。

#### 【事務局総務担当課長宛結果報告】

- a 事務局総務担当課長宛通知文（本機構が指定する文書）
- b 健康診断受診者一覧（別紙参照）

#### (オ) 本機構宛結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、本機構宛に次の結果報告を作成し、本機構に納品すること。

- a 健康診断個人票（労働安全衛生規則第51条に定める健康診断個人票（様式第5号）に定める項目を盛り込んだもの）
- b 労働安全衛生規則第52条に定める定期健康診断結果報告書（様式第6号）に定める項目を盛り込んだ書類（全所属をまとめたもの及び所属ごとに作成すること）

c 労災保険二次健診給付該当一覧（健診機関で定める様式により、所属ごとに作成すること）

(カ) 電子データによる報告

前期及び後期の健康診断終了後、本機構宛に受診者の健診結果について、電子データを作成し、本機構に納品すること。

電子データのレイアウト等については、健康診断実施までに健診機関が一般的に用いる様式をサンプルとして作成し、本機構と協議を行うこと（別表第4及び第5を参照）。

なお、本機構が年2回健診を実施すると指定した対象者と、年1回健診を実施すると指定した対象者のデータは、分けて報告すること。

(キ) 充実項目に係る結果報告

別表第2の(11)結果報告を実施すること。（5）健診結果イ（ア）個人宛結果報告と同封すること。

この結果報告には、受診者自らの健康状態を自覚し生活習慣病の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を含めて提供すること。

(6) 委託料

本機構が結果報告の内容を検査し、毎月の委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、60日以内にこれを支払うものとする。

(7) 共通仕様書

「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(8) その他条件

ア 深夜健診前期の日程（市立病院7日間及び京北病院2日間）については、契約締結日（令和5年4月中旬予定）までに実施日を定めるので、入札及び開札の日に第1希望日程（令和5年6月中9日間以上の候補日を事務局総務担当に提示し、契約締結日まで当該候補日に健診を実施することができる体制を取ることができるようにしておくこと。

日程については、可能な限り3日以上の連続した日数を確保すること。

また、本機構の都合等により第1希望日程中に深夜健診前期の日程を設定することができないときは、双方協議のうえ、第2希望日程においても実施日を設定し、第1希望日程と合わせて市立病院7日間及び京北病院2日間の日程を確保すること。

イ 特定健康診査及び特定保健指導を実施できる健診機関であること。

ウ 健診に要するもの一式については、健診実施機関が用意すること。電源用延長コード（10メートル程度）も必要となる。また、健診実施場所にある長机及び椅子を使用することができる。健診終了後は会場を元通りに復旧させること。

エ 受診者が受付、レントゲン車の待機列に並ぶ際には、適切に誘導すること。

オ 白紙の問診票、検尿容器等を10人分以上、あらかじめ本機構に納品するほか、健診当日も会場に備えておくこと。

カ 本契約とは別に、前期件数200件及び後期件数100件について、同時に充実項目を共済組合及び協会けんぽが実施を予定しており、詳細は共済組合及び協会けんぽ担当者に確認すること。

ただし、協会けんぽ対象者実施分については、協会けんぽとの協議が必要であるため、本機構に確認すること。

なお、共済組合及び協会けんぽが提供する高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の対象者となる者の組合員証及び被保険者証の記号及び番号を別表第3の内容に合致させ、充実項目における結果報告に組合員証及び被保険者証の記号及び番号を明記すること。

キ 胸部X線検査の有所見者に対する精密検査で、過去3年分のX線フィルムを使用する為、契約期間終了後もX線フィルムを3年間は適切に保管し、本機構からの求めがあれば提出すること。

ク 本契約とは別に、(一財)京都市職員厚生会(以下、「厚生会」という。)が定期健康診断と併せて厚生会ミニドック健診を実施する予定をしている。定期健康診断対象者のうち厚生会ミニドック健診を受診する者(約15件)については、5月～8月の間に健診機関の有する診療所で受診する。日程及び対象者等の詳細については厚生会と協議を行うこと。その他、厚生会ミニドック健診対象者についての結果の取扱い等については別途本機構及び厚生会と協議を行う。

ケ その他不明な点等については、本機構の指示に従うこと。

## 深夜業務等従事職員健康診断巡回箇所一覧

日程	巡回場所	受付時間帯	実施回数	巡回場所	受付時間帯	実施回数
前期	京都市立病院	13：30～16：30	7回	京都市立京北病院	13：30～16：30	2回
後期	京都市立病院	13：30～16：30	5回	京都市立京北病院	13：30～16：30	2回

**【注意事項】**

- ① 上記受付時間には会場設営準備時間は含まない。
- ② 上記巡回場所、受付時間及び実施回数については、変更する場合がある。
- ③ 健診会場の受付については、健診機関において実施すること。
- ④ 京都市立病院においては、問診に2系列以上の体制を整えるほか、職員の待ち時間が長時間とならないよう対策を講じること。
- ⑤ 京都市立病院においては、受付時間中、会場に設置された電話により、職員からの待ち時間等の状況に関する照会に回答すること。
- ⑥ 詳細な日程については、本機構と協議のうえ、別途本機構から通知する。
- ⑦ 上記とは別に、厚生会が実施する厚生会ミニドック健診を定期健康診断と併せて受診する者（約15件）については、5月～8月の間に健診機関の有する診療所で受診する。  
詳細については、本機構及び厚生会と協議を行うこと。

## 深夜業務等從事職員健康診斷検査項目

別表第2

健診項目			A コース		B コース	
			49 歳以下		50 歳以上	
			前期	後期	前期	後期
1	問診	業務歴	●	●	●	●
		既往歴	●	●	●	●
		自覚症状	●	●	●	●
		他覚症状	●	●	●	●
		質問票	●	●	●	●
2	診察	内科診察	●	●	●	●
3	身体測定	身長	●	●	●	●
		体重	●	●	●	●
		BMI	●	●	●	●
		腹囲	●	●	●	●
4	視力測定	視力検査(裸眼・矯正)	●	●	●	●
		眼底検査	×	×	●	×
5	血圧	収縮・拡張期	●	●	●	●
6	尿検査	糖	●	●	●	●
		蛋白	●	●	●	●
		潜血	●	●	●	●
		ウロビリノーゲン	●	●	●	●
7 (血液検査)	血液学検査	赤血球数	●	●	●	●
		白血球数	●	●	●	●
		血色素量(ヘモグロビン)	●	●	●	●
		ヘマトクリット値	●	●	●	●
		血小板数	×	×	●	×
		MCV	×	×	●	×
		MCH	×	×	●	×
		MCHC	×	×	●	×
8 (肝機能検査)	肝機能検査	CRP	×	×	●	×
		AST(GOT)	●	●	●	●
		ALT(GPT)	●	●	●	●
		γ-GTP	●	●	●	●
		ALP	●	●	●	●
		総ビリルビン	×	×	●	×
		アルブミン	×	×	●	×
9 (腎機能検査)	腎機能検査	総蛋白	×	×	●	×
		尿素窒素	●	●	●	●
	血中脂質検査	クレアチニン(eGFR)	●	●	●	●
		中性脂肪(TG)	●	●	●	●
	血中脂質検査	HDL コolestrol	●	●	●	●

		LDL コレステロール	●	●	●	●
		総コレステロール	●	●	●	●
血糖検査	空腹時血糖	●	●	●	●	
	HbA1c	●	●	●	●	
尿酸代謝検査	尿酸(UA)	●	●	●	●	
8	心電図検査	心電図(安静時)	●	●	●	●
9	胸部X線検査	胸部X線直接撮影	●	×	●	×
10	聴力検査	オージオメーター(1000,4000Hz)	●	●	●	●
11	充実項目	質問票／結果報告	●	×	●	×

【備考】

- ①「前期」について、各コースの全項目「●」を対象者全員に実施する。
- ②「後期」について、前期健診を受診していない者については各コースの「前期」の検査項目(全項目)を実施する。
- ③「11 充実項目」については、各コースの全項目を受診する者に対して実施する。
- ④「9 胸部X線検査」については、対象者であっても、本機構が指定する者については、実施しない。
- ⑤本機構の指定する年1回健診を受診する者については、各コースの「前期」の検査項目(全項目)を実施する。
- ⑥隨時健診の検査項目は「11 充実項目」を除く。
- ⑦「10 聴力検査」については、前期健診を受診した者については、後期健診においては「会話法」による検査を実施する。

## 深夜業務等従事職員健康診断対象者データ

- 1 データ媒体  
1.2センチCD-R
- 2 フォーマット  
DOS/V用 (1.44MB)
- 3 データシーケンス  
氏名コードの昇順
- 4 データ形式  
CSV
- 5 漢字コード  
シフトJIS第2水準
- 6 (前期)

項目番号	項目名	最大桁数	備考
1	課コード	10 ヶ	
2	課略称	40 ヶ	15文字
3	氏名コード	6 ヶ	6桁未満ゼロフィル
4	氏名漢字	32 ヶ	16文字
5	氏名カナ	20 ヶ	半角20文字
6	性別	2 ヶ	「男」、「女」
7	生年月日	10 ヶ	YYYY/MM/DD
8	健診コース	2 ヶ	「A」、「B」
9	深夜健診	10 ヶ	1：該当
10	一般健診	10 ヶ	1：該当
11	前期ドック、一般ドック	10 ヶ	1：該当
12	雇入時健診	10 ヶ	1：該当
13	放射線健診	10 ヶ	1：該当
14	有機健診	10 ヶ	1：該当
15	備考	20 ヶ	必要事項記入

健診コース “A”：49歳以下コース “B”：50歳以上コース

深夜健診 “1”：深夜健診対象者

一般健診 “1”：年1回受診の一般健診対象者

前期ドック、一般ドック “1”：人間ドック受診のため、健診対象外

雇入時健診 “1”：雇入時健診受診のため、健診対象外

備考 : • 胸部X線撮影不要の場合は「X線不要」と記載

• その他必要事項を記載

(後期)

項目番	項目名	最大桁数	備考
1	課コード	10 ツ	
2	課略称	40 ツ	15文字
3	氏名コード	6 ツ	6桁未満ゼロフィル
4	氏名漢字	32 ツ	16文字
5	氏名カナ	20 ツ	半角20文字
6	性別	2 ツ	「男」、「女」
7	生年月日	10 ツ	YYYY/MM/DD
8	健診コース	2 ツ	「A」、「B」
9	深夜健診	10 ツ	1：該当
10	全項目受診	10 ツ	1：該当
11	後期ドック	10 ツ	1：該当
12	一般健診	10 ツ	1：該当
13	放射線健診	10 ツ	1：該当
14	有機健診	10 ツ	1：該当
15	備考	20 ツ	必要事項記入

深夜健診 “1”：深夜健診対象者

全項目受診 “1”：深夜健診対象者のうち前期未受診のため、全項目受診

後期ドック “1”：人間ドック受診のため、健診対象外

一般健診 “1”：一般健診対象者のうち前期未受診のため、全項目受診

備考 : • 胸部X線撮影不要の場合は「X線不要」と記載

• その他必要事項を記載

## 7 その他

電子データに瑕疵がある時には、直ちに修正し速やかに再提出すること。

<ファイル仕様>	
メディア	DOS/V用 3.5インチ フロッピーディスク (1.44MB) または 12センチ CD-R
データシーケンス	氏名コード順
データ形式	<p>&lt;CSV形式の可変長テキストファイル&gt;</p> <p>① レコード区切り…復帰改行</p> <p>② フィールド区切り…半角カンマ (",")</p> <p>文字属性の前後は「“」なし</p> <p>例) 01,101,亜井有得尾,アイヌ,ABCD 01,102,家着区,カタ,EF</p>
コード体系	ANK (半角英数字) … JISコード 漢字 …シフトJISコード
ファイル	<p>ファイル名…任意</p> <p>メディアにはファイル名と「作成日」「機関名称」「健診種別」を必ず明記</p> <p>ファイルには同一健診種別の結果のみで、1名複数レコードは不可</p> <p>※健診結果データは、レコードレイアウトのデータ型・バイト数・小数点以下桁数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位・備考に記載している形式に準じて作成すること。</li> </ul>
その他	<p>フィールドの前後スペースは可。(前後スペースは切り取って取込む)</p> <p>フロッピーディスクに瑕疵がある場合には、直ちに修正し、速やかに再提出すること。</p>

○深夜健診レコードレイアウト

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	団体コード	文字	2	-	-	「01」固定
2	キー2	文字	1	-	-	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	-	-	6桁未満ゼロフィル
4	続柄	文字	2	-	-	「00」固定
5	続柄枝	文字	1	-	-	「0」固定
6	性別	コード	1	-	-	1：男 2：女
7	生年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
8	健診年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
9	健診機関名称	文字	80	-	-	
10	受診コース	コード	1			A : A 健診 (49歳以下) B : B 健診 (50歳以上)
11	身長	数字	5	1	cm	小数 (XXX.X cm)
12	体重	数字	5	1	kg	小数 (XXX.X kg)
13	腹囲	数字	5	1	cm	小数 (XXX.X cm)
14	標準体重	数字	5	1	kg	小数 (XXX.X kg)
15	肥満度	数字	4	1	%	小数 (XX.X %)
16	B M I	数字	4	1	kg/m2	小数 (XX.X kg /m2)
17	裸眼視力(右)	数字	5	3	-	小数 (X.XXX)
18	裸眼視力(左)	数字	5	3	-	小数 (X.XXX)
19	矯正視力(右)	数字	5	3	-	小数 (X.XXX)
20	矯正視力(左)	数字	5	3	-	小数 (X.XXX)
21	色覚判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『色覚判定』を参照
22	色覚所見1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『色覚所見1』を参照
23	色覚所見2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『色覚所見2』を参照
24	聴力 1KHz(右)	コード	2	-	-	13 : 所見なし 14 : 所見あり
25	聴力 1KHz(左)	コード	2	-	-	13 : 所見なし 14 : 所見あり
26	聴力 4KHz(右)	コード	2	-	-	13 : 所見なし 14 : 所見あり
27	聴力 4KHz(左)	コード	2	-	-	13 : 所見なし 14 : 所見あり
28	血圧1(最高)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)
29	血圧1(最低)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)
30	血圧2(最高)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)

31	血圧2(最低)	数字	3	-	mmHg	整数 (mmHg)
32	尿蛋白	コード	1	-	-	1:- 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++
33	尿糖	コード	1	-	-	1:- 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++
34	尿ウロビリノゲン	コード	1	-	-	1:- 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++
35	尿潜血	コード	1	-	-	1:- 2:±、正 3:+ 4:++ 5:+++ 6:++++
36	食前・食後	コード	1	-	-	1:食前 2:食後
37	白血球数	数字	4	1	$\times 10^3 / \mu l$	小数 (XX. X $10^3 / \mu l$ )
38	赤血球数	数字	4	-	$\times 10^4 / \mu l$	小数 (XXXX. XX $10^4 / \mu l$ )
39	ヘモグロビン	数字	4	1	g/dl	小数 (XX. X g/dl)
40	ヘマトクリット	数字	4	1	%	小数 (XX. X %)
41	ZTT	数字	4	1	KU	小数 (XX. X KU)
42	GOT	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
43	GPT	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
44	ALP	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
45	$\gamma$ -GTP	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
46	LDH	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
47	コレステロール	数字	4	-	U/l	整数 (XXXX IU/l)
48	総ビリルビン	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X mg/dl)
49	アルブミン	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X g/dl)
50	総蛋白	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X g/dl)
51	総コレステロール	数字	4	-	mg/dl	整数 (XXXX mg/dl)
52	中性脂肪	数字	4	-	mg/dl	整数 (XXXX mg/dl)
53	HDLコレステロール	数字	6	1	mg/dl	小数 (XXXX. X mg/dl)

54	LDL コレステロール	数字	6	1	mg/dl	小数 (XXXX. X mg/dl)
55	尿素窒素	数字	6	1	mg/dl	小数 (XXXX. X mg/dl)
56	クレアチニン	数字	5	2	mg/dl	小数 (XX. XX mg/dl)
57	尿酸	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X mg/dl)
58	血糖	数字	4	-	mg/dl	整数 (XXXX mg/dl)
59	ヘモグロビン A1c	数字	4	1	-	小数 (XX. X %), NGSP 値
60	血小板	数字	5	1	$\times 10^4 / \mu l$	小数 (XXX. X $10^4 / \mu l$ )
61	M C V	数字	5	1	fL	小数 (XXX. X fL)
62	M C H	数字	4	1	pg	小数 (XX. X pg)
63	M C H C	数字	4	1	%	小数 (XX. X %)
64	C R P(定量)	数字	4	1	mg/dl	小数 (XX. X mg/dl)
65	胸部判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部判定』を参照
66	胸部X線 No	数字	6	-	-	整数 (XXXXXX)
67	胸部X線撮影区分	コード	1	-	-	1:間接 2:直接
68	胸部X線所見 1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部X線所見 1』を参照
69	胸部X線所見 2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部X線所見 2』を参照
70	胸部X線所見 3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『胸部X線所見 3』を参照
71	心電図判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図判定』を参照
72	心電図所見 1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図所見 1』を参照
73	心電図所見 2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図所見 2』を参照
74	心電図所見 3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『心電図所見 3』を参照
75	眼底判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底判定』を参照
76	眼底所見 1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見 1』を参照
77	眼底所見 2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見 2』を参照
78	眼底所見 3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見 3』を参照
79	眼底所見 4	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見 4』を参照
80	眼底所見 5	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『眼底所見 5』を参照
81	内科判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧

						『内科判定』を参照
82	内科所見 1	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見 1』を参照
83	内科所見 2	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見 2』を参照
84	内科所見 3	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見 3』を参照
85	内科所見 4	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見 4』を参照
86	内科所見 5	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『内科所見 5』を参照
87	身体判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『身体判定』を参照
88	血圧判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『血圧判定』を参照
89	尿判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『尿判定』を参照
90	貧血判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『貧血判定』を参照
91	肝機能判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『肝機能判定』を参照
92	脂質判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『脂質判定』を参照
93	腎機能判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『腎機能判定』を参照
94	尿酸判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『尿酸判定』を参照
95	糖代謝判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『糖代謝判定』を参照
96	白血球判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『白血球判定』を参照
97	総合判定	コード	4	-	-	別紙 コード一覧 『総合判定』を参照
98	特になし	コード	1	-	-	1:特になし
99	高血圧	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
100	心筋梗塞	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置

101	その他の心臓病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
102	腎臓病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
103	腎結石	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
104	腎のう胞症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
105	糖尿病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
106	高脂血症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
107	痛風・高尿酸血症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
108	貧血	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
109	胃・十二指腸潰瘍	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
110	肝臓病	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
111	胆石症	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置

112	肺結核	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
113	他の呼吸器疾患	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
114	耳の病気	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
115	その他の疾患	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
116	特に症状なし	コード	1	-	-	1:特になし
117	胸がしめつけられる	コード	1	-	-	1:胸が苦しい
118	たんに血が混じる	コード	1	-	-	1:血たん有り
119	たばこ	コード	1	-	-	1:吸わない 2:~20本 3:21~40本 4:41本~
120	アルコール	コード	1	-	-	1:飲まない 2:ときどき飲む 3:毎日1本未満 4:毎日1本以上2本未満 5:毎日2本以上3本未満 6:毎日3本以上
121	服薬1 血圧	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ
122	服薬2 血糖	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ
123	服薬3 脂質	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ
124	喫煙	コード	1	-	-	1:はい 2:いいえ
125	階層区分	コード	1	-	-	1:情報提供レベル 2:動機付け支援レベル 3:積極的支援レベル 4:判定不能
126	脳卒中 (脳出血・脳梗塞)	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置

127	がん	コード	1	-	-	1:現在治療中 2:経過観察中 3:治癒 4:放置
128	会話式聴力（右）	コード	1	-	-	0:正常 1:やや難 2:難聴
129	会話式聴力（左）	コード	1	-	-	0:正常 1:やや難 2:難聴
129	会話式聴力（左）	コード	1	-	-	0:正常 1:やや難 2:難聴
130	eGFR	数字	6	-	ml/min/1.73m <sup>2</sup>	小数 (XXXX.X ml/min/1.73m <sup>2</sup> )

コード一覧

No	項目名称	コード	名称
10	受診コース	A	A健診(49歳以下)
		B	B健診(50歳以上)

No	項目名称	コード	名称
21	色覚判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
22	色覚所見1	1001	未受検
		1002	異常なし
		1003	老視
		1004	第1色覚異常第1度
		1005	第1色覚異常第2度
		1006	第1色覚異常第3度
		1007	第2色覚異常第1度
		1008	第2色覚異常第2度
		1009	第2色覚異常第3度
		1010	第3色覚異常
		1011	全色盲

No	項目名称	コード	名称
23	色覚所見2	1001	未受検
		1002	異常なし
		1003	老視
		1004	第1色覚異常第1度
		1005	第1色覚異常第2度
		1006	第1色覚異常第3度
		1007	第2色覚異常第1度
		1008	第2色覚異常第2度
		1009	第2色覚異常第3度
		1010	第3色覚異常
		1011	全色盲

No	項目名称	コード	名称
24	聴力1KHz(右)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
25	聴力1KHz(左)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
26	聴力4KHz(右)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
27	聴力4KHz(左)	13	無所見
		14	有所見

No	項目名称	コード	名称
32	尿蛋白	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
33	尿糖	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
34	尿ウロビリノーゲン	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
35	尿潜血	1	一
		2	±
		3	+
		4	++
		5	+++
		6	++++

No	項目名称	コード	名称
36	食前・食後	0	一
		1	食前
		2	食後

No	項目名称	コード	名称
65	胸部判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
67	胸部X線撮影区分	1	間接撮影
		2	直接撮影

No	項目名称	コード	名称
68	胸部X線所見1	2001	未受検
		2002	異常を認めない
		2003	読影不能
		2004	胸膜肥厚
		2005	術後肺
		2006	COPD
		2007	胸水
		2008	肺気腫
		2009	横隔膜挙上
		2010	要医療病変
		2011	肺病変の疑い
		2012	要観察病変
		2013	安定している病変
		2014	心臓血管陰影異常
		2015	その他の所見
		2016	胸膜病変

No	項目名称	コード	名称
69	胸部X線所見2	2001	未受検
		2002	異常を認めない
		2003	読影不能
		2004	胸膜肥厚
		2005	術後肺
		2006	COPD
		2007	胸水
		2008	肺気腫
		2009	横隔膜挙上
		2010	要医療病変
		2011	肺病変の疑い
		2012	要観察病変
		2013	安定している病変
		2014	心臓血管陰影異常
		2015	その他の所見
		2016	胸膜病変

No	項目名称	コード	名称
70	胸部X線所見3	2001	未受検
		2002	異常を認めない
		2003	読影不能
		2004	胸膜肥厚
		2005	術後肺
		2006	COPD
		2007	胸水
		2008	肺気腫
		2009	横隔膜挙上
		2010	要医療病変
		2011	肺病変の疑い
		2012	要観察病変
		2013	安定している病変
		2014	心臓血管陰影異常
		2015	その他の所見
		2016	胸膜病変

No	項目名称	コード	名称
71	心電図判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
72	心電図所見1	3001	未受検
		3002	異常を認めない
		3003	安静時に比べ変化なし
		3004	徐脈
		3005	頻脈
		3006	洞性徐脈
		3007	洞性頻脈
		3008	右房負荷
		3009	左房負荷
		3010	右軸偏位
		3011	左軸偏位
		3012	低電位差
		3013	不定軸
		3014	移動調律
		3015	移動調律の疑い
		3016	右胸心
		3017	完全房室ブロック疑い
		3018	左房負荷の疑い
		3019	上室性異所性調律
		3020	上室性期外収縮
		3021	上室性期外収縮の疑い
		3022	上室性頻拍
		3023	心室固有調律
		3024	心室性期外収縮
		3025	心室性期外収縮の疑い
		3026	心室性頻拍
		3027	心房細動
		3028	心房粗・細動
		3029	心房粗動
		3030	完全房室ブロック
		3031	不完全右脚ブロック
		3032	完全右脚ブロック
		3033	完全左脚ブロック
		3034	第Ⅰ度房室ブロック
		3035	第Ⅱ度房室ブロック
		3036	第Ⅲ度房室ブロック疑い
		3037	洞機能不全症候群
		3038	洞性不整脈
		3039	洞性不整脈の疑い
		3040	洞停止
		3041	洞停止の疑い
		3042	洞房ブロック
		3043	洞房ブロックの疑い
		3044	補充収縮
		3045	房室解離
		3046	房室接合部調律
		3047	心室内伝道遅延
		3048	QT延長
		3049	PQ短縮
		3050	WPW症候群
		3051	WPW症候群の疑い

No	項目名称	コード	名称
72	心電図所見1	3052	左室肥大
		3053	左室肥大の疑い
		3054	右室肥大
		3055	右室肥大の疑い
		3056	ST結合部低下
		3057	ST低下
		3058	T平低
		3059	陰性T
		3060	ST上昇
		3061	T波增高
		3062	心筋障害(Q型)
		3063	心筋障害(QS型)
		3064	肥大型心筋症の疑い
		3065	陳旧性心筋梗塞
		3066	陳旧性心筋梗塞の疑い
		3067	心筋虚血
		3068	心筋虚血の疑い
		3069	心筋虚血の傾向
		3070	ブルガーダ症候群の疑い
		3071	ペースメーカーリズム
		3072	ペースメーカー作動不良の疑い
		3073	その他の不整脈
		3074	その他
		3075	洞性除脈 $50 > HR \geq 40$
		3076	洞性除脈 $HR < 40$
		3077	洞性除脈 $120 > HR \geq 100$
		3078	洞性除脈 $HR \geq 120$
		3079	左脚後枝ブロック
		3080	左脚前枝ブロック
		3081	冠状静脈洞調律
		3082	左房調律の疑い
		3083	上室性期外収縮(頻発)
		3084	ブロックされた上室性期外収縮
		3085	PACショートラン
		3086	房室接合部性期外収縮
		3087	PVCショートラン
		3088	心室性期外収縮1回
		3089	心室性期外収縮多源性
		3090	上室性期外収縮1回
		3091	房室ブロック2度(ヴェンケバッハ型)
		3092	房室ブロック2度(モビット2型)
		3093	間歇性右脚ブロック
		3094	間歇性左脚ブロック
		3095	ST低下 軽度
		3096	ST低下 $0.05mV$ 以上
		3097	R波增高不良
		3098	RV1上行脚のノッチ

No	項目名称	コード	名称
73	心電図所見2	3001	未受検
		3002	異常を認めない
		3003	安静時に比べ変化なし
		3004	徐脈
		3005	頻脈
		3006	洞性徐脈
		3007	洞性頻脈
		3008	右房負荷
		3009	左房負荷
		3010	右軸偏位
		3011	左軸偏位
		3012	低電位差
		3013	不定軸
		3014	移動調律
		3015	移動調律の疑い
		3016	右胸心
		3017	完全房室ブロック疑い
		3018	左房負荷の疑い
		3019	上室性異所性調律
		3020	上室性期外収縮
		3021	上室性期外収縮の疑い
		3022	上室性頻拍
		3023	心室固有調律
		3024	心室性期外収縮
		3025	心室性期外収縮の疑い
		3026	心室性頻拍
		3027	心房細動
		3028	心房粗・細動
		3029	心房粗動
		3030	完全房室ブロック
		3031	不完全右脚ブロック
		3032	完全右脚ブロック
		3033	完全左脚ブロック
		3034	第Ⅰ度房室ブロック
		3035	第Ⅱ度房室ブロック
		3036	第Ⅲ度房室ブロック疑い
		3037	洞機能不全症候群
		3038	洞性不整脈
		3039	洞性不整脈の疑い
		3040	洞停止
		3041	洞停止の疑い
		3042	洞房ブロック
		3043	洞房ブロックの疑い
		3044	補充収縮
		3045	房室解離
		3046	房室接合部調律
		3047	心室内伝道遅延
		3048	QT延長
		3049	PQ短縮
		3050	WPW症候群
		3051	WPW症候群の疑い

No	項目名称	コード	名称
73	心電図所見2	3052	左室肥大
		3053	左室肥大の疑い
		3054	右室肥大
		3055	右室肥大の疑い
		3056	ST結合部低下
		3057	ST低下
		3058	T平低
		3059	陰性T
		3060	ST上昇
		3061	T波增高
		3062	心筋障害(Q型)
		3063	心筋障害(QS型)
		3064	肥大型心筋症の疑い
		3065	陳旧性心筋梗塞
		3066	陳旧性心筋梗塞の疑い
		3067	心筋虚血
		3068	心筋虚血の疑い
		3069	心筋虚血の傾向
		3070	ブルガーダ症候群の疑い
		3071	ペースメーカーイズム
		3072	ペースメーカー作動不良の疑い
		3073	その他の不整脈
		3074	その他
		3075	洞性除脈 $50 > HR \geq 40$
		3076	洞性除脈 $HR < 40$
		3077	洞性除脈 $120 > HR \geq 100$
		3078	洞性除脈 $HR \geq 120$
		3079	左脚後枝ブロック
		3080	左脚前枝ブロック
		3081	冠状静脈洞調律
		3082	左房調律の疑い
		3083	上室性期外収縮(頻発)
		3084	ブロックされた上室性期外収縮
		3085	PACショートラン
		3086	房室接合部性期外収縮
		3087	PVCショートラン
		3088	心室性期外収縮1回
		3089	心室性期外収縮多源性
		3090	上室性期外収縮1回
		3091	房室ブロック2度(ヴェンケバッハ型)
		3092	房室ブロック2度(モビツ2型)
		3093	間歇性右脚ブロック
		3094	間歇性左脚ブロック
		3095	ST低下 軽度
		3096	ST低下 $0.05mV$ 以上
		3097	R波增高不良
		3098	RV1上行脚のノッチ

No	項目名称	コード	名称
74	心電図所見3	3001	未受検
		3002	異常を認めない
		3003	安静時に比べ変化なし
		3004	徐脈
		3005	頻脈
		3006	洞性徐脈
		3007	洞性頻脈
		3008	右房負荷
		3009	左房負荷
		3010	右軸偏位
		3011	左軸偏位
		3012	低電位差
		3013	不定軸
		3014	移動調律
		3015	移動調律の疑い
		3016	右胸心
		3017	完全房室ブロック疑い
		3018	左房負荷の疑い
		3019	上室性異所性調律
		3020	上室性期外収縮
		3021	上室性期外収縮の疑い
		3022	上室性頻拍
		3023	心室固有調律
		3024	心室性期外収縮
		3025	心室性期外収縮の疑い
		3026	心室性頻拍
		3027	心房細動
		3028	心房粗・細動
		3029	心房粗動
		3030	完全房室ブロック
		3031	不完全右脚ブロック
		3032	完全右脚ブロック
		3033	完全左脚ブロック
		3034	第Ⅰ度房室ブロック
		3035	第Ⅱ度房室ブロック
		3036	第Ⅲ度房室ブロック疑い
		3037	洞機能不全症候群
		3038	洞性不整脈
		3039	洞性不整脈の疑い
		3040	洞停止
		3041	洞停止の疑い
		3042	洞房ブロック
		3043	洞房ブロックの疑い
		3044	補充収縮
		3045	房室解離
		3046	房室接合部調律
		3047	心室内伝道遅延
		3048	QT延長
		3049	PQ短縮
		3050	WPW症候群
		3051	WPW症候群の疑い

No	項目名称	コード	名称
74	心電図所見3	3052	左室肥大
		3053	左室肥大の疑い
		3054	右室肥大
		3055	右室肥大の疑い
		3056	ST結合部低下
		3057	ST低下
		3058	T平低
		3059	陰性T
		3060	ST上昇
		3061	T波增高
		3062	心筋障害(Q型)
		3063	心筋障害(QS型)
		3064	肥大型心筋症の疑い
		3065	陳旧性心筋梗塞
		3066	陳旧性心筋梗塞の疑い
		3067	心筋虚血
		3068	心筋虚血の疑い
		3069	心筋虚血の傾向
		3070	ブルガーダ症候群の疑い
		3071	ペースメーカーイズム
		3072	ペースメーカー作動不良の疑い
		3073	その他の不整脈
		3074	その他
		3075	洞性除脈 $50 > HR \geq 40$
		3076	洞性除脈 $HR < 40$
		3077	洞性除脈 $120 > HR \geq 100$
		3078	洞性除脈 $HR \geq 120$
		3079	左脚後枝ブロック
		3080	左脚前枝ブロック
		3081	冠状静脈洞調律
		3082	左房調律の疑い
		3083	上室性期外収縮(頻発)
		3084	ブロックされた上室性期外収縮
		3085	PACショートラン
		3086	房室接合部性期外収縮
		3087	PVCショートラン
		3088	心室性期外収縮1回
		3089	心室性期外収縮多源性
		3090	上室性期外収縮1回
		3091	房室ブロック2度(ヴェンケバッハ型)
		3092	房室ブロック2度(モビツ2型)
		3093	間歇性右脚ブロック
		3094	間歇性左脚ブロック
		3095	ST低下 軽度
		3096	ST低下 $0.05mV$ 以上
		3097	R波增高不良
		3098	RV1上行脚のノッチ

No	項目名称	コード	名称
75	眼底判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
76	眼底所見1	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		0100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	抽出不能
		1220	抽出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2701	網膜動脈硬化症の疑い
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
76	眼底所見1	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3401	乳頭出血の疑い
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4430	ドルーゼン
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
77	眼底所見2	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		0100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	描出不能
		1220	描出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2701	網膜動脈硬化症の疑い
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
77	眼底所見2	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3401	乳頭出血の疑い
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4430	ドルーゼン
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
78	眼底所見3	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		0100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	描出不能
		1220	描出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2701	網膜動脈硬化症の疑い
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
78	眼底所見3	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3401	乳頭出血の疑い
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4430	ドルーゼン
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
79	眼底所見4	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		0100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	描出不能
		1220	描出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2701	網膜動脈硬化症の疑い
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
79	眼底所見4	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3401	乳頭出血の疑い
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4430	ドルーゼン
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
80	眼底所見5	0	未受検
		1	要再検
		2	要再撮
		3	検査不能
		4	読影不能
		5	抽出不能
		6	抽出不良
		7	材料不適
		8	診断に不適
		9	撮影のみ実施
		10	異常を認めない
		11	著変を認めない
		20	正常範囲
		0100	異常なし
		0110	近視
		0120	変性近視
		0300	老眼
		0500	瞳孔不同症
		1010	要再検
		1020	要再撮
		1030	要眼底検査
		1110	検査不能
		1120	読影不能
		1210	描出不能
		1220	描出不良
		1230	材料不適
		1240	診断に不適
		2100	白内障
		2200	緑内障
		2201	緑内障の疑い
		2300	浸出物
		2301	浸出物の疑い
		2400	網膜白斑
		2401	網膜白斑の疑い
		2500	眼底出血
		2501	眼底出血の疑い
		2520	眼底出血(軽度)
		2580	眼底血管異常
		2581	眼底血管異常の疑い
		2600	高血圧性眼底
		2601	高血圧性眼底の疑い
		2700	網膜動脈硬化症
		2701	網膜動脈硬化症の疑い
		2800	糖尿病性網膜症
		2801	糖尿病性網膜症の疑い
		2900	網膜剥離
		2901	網膜剥離の疑い
		2950	網膜剥離術後
		3100	黄斑部変化
		3101	黄斑部変化の疑い
		3110	黄斑変性
		3111	黄斑変性の疑い

No	項目名称	コード	名称
80	眼底所見5	3120	黄斑前膜形成
		3121	黄斑前膜形成の疑い
		3130	黄斑円孔
		3131	黄斑円孔の疑い
		3160	陳旧性変化
		3165	陳旧性(治療後の)変化
		3200	乳頭形成不全
		3300	乳頭陥凹
		3301	乳頭陥凹の疑い
		3400	乳頭出血
		3401	乳頭出血の疑い
		3500	乳頭発赤
		3520	乳頭腫脹
		3521	乳頭腫脹の疑い
		3600	中心静脈閉塞症
		3601	中心静脈閉塞症の疑い
		3620	中心静脈閉塞症(陳旧性)
		3640	中心静脈閉塞症(治療後)
		3700	分枝静脈閉塞症
		3701	分枝静脈閉塞症の疑い
		3720	分枝静脈閉塞症(陳旧性)
		3740	分枝静脈閉塞症(治療後)
		3800	増殖性網膜症
		3900	網膜変性症
		3901	網膜変性症の疑い
		4000	網膜色素変性症
		4001	網膜色素変性症の疑い
		4100	網脈絡膜萎縮
		4200	網脈絡膜欠損
		4300	白点状網膜炎
		4350	中心性網膜炎
		4400	視神経萎縮
		4401	視神経萎縮の疑い
		4410	星状硝子体症
		4420	硝子体混濁
		4430	ドルーゼン
		4500	他の眼底所見
		4800	S分類の高血圧0度
		4810	S分類の高血圧1度
		4820	S分類の高血圧2度
		4830	S分類の高血圧3度
		4840	S分類の高血圧4度
		4900	S分類動脈硬化0度
		4910	S分類動脈硬化1度
		4920	S分類動脈硬化2度
		4930	S分類動脈硬化3度
		4940	S分類動脈硬化4度

No	項目名称	コード	名称
81	内科判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
82	内科所見1	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘍
		4015	腹部腫瘍の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	ロート胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘍
		4041	頸部腫瘍の疑い
		4042	頸動脈血管雜音

No	項目名称	コード	名称
82	内科所見1	4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)
		4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛声音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見
		4079	胸骨部膨隆
		4080	サルコイドーシス
		4081	洞性頻脈

No	項目名称	コード	名称
83	内科所見2	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘍
		4015	腹部腫瘍の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	ロート胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘍
		4041	頸部腫瘍の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
83	内科所見2	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛聲音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見
		4079	胸骨部膨隆
		4080	サルコイドーシス
		4081	洞性頻脈

No	項目名称	コード	名称
84	内科所見3	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘍
		4015	腹部腫瘍の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	ロート胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘍
		4041	頸部腫瘍の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
84	内科所見3	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛聲音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見
		4079	胸骨部膨隆
		4080	サルコイドーシス
		4081	洞性頻脈

No	項目名称	コード	名称
85	内科所見4	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘍
		4015	腹部腫瘍の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	ロート胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘍
		4041	頸部腫瘍の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
85	内科所見4	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛聲音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見
		4079	胸骨部膨隆
		4080	サルコイドーシス
		4081	洞性頻脈

No	項目名称	コード	名称
86	内科所見5	4001	異常を認めない
		4002	心雜音
		4003	心音異常
		4004	徐脈
		4005	頻脈
		4006	不整脈
		4007	不整脈の疑い
		4008	口内炎
		4009	口腔内所見
		4010	肝腫大
		4011	肝腫大の疑い
		4012	腹部大動脈瘤
		4013	腹部大動脈瘤の疑い
		4014	腹部腫瘍
		4015	腹部腫瘍の疑い
		4016	リンパ節腫大
		4017	リンパ節腫大の疑い
		4018	唾液腺腫脹
		4019	唾液腺腫脹の疑い
		4020	腹水
		4021	腹水の疑い
		4022	浮腫
		4023	ロート胸
		4024	ばち指
		4025	静脈瘤
		4026	静脈瘤の疑い
		4027	脂肪腫
		4028	脂肪腫の疑い
		4029	神経・筋肉系異常
		4030	呼吸音異常
		4031	運動障害
		4032	貧血
		4033	黄疸
		4034	甲状腺腫
		4035	甲状腺腫の疑い
		4036	脊椎異常
		4037	自覚症状より
		4038	胸郭異常
		4039	自覚症状(飛蚊症)
		4040	頸部腫瘍
		4041	頸部腫瘍の疑い
		4042	頸動脈血管雜音
		4043	内科診察より
		4044	自覚症状(胸痛)
		4045	自覚症状(血痰)
		4046	自覚症状(体重減少)
		4047	自覚症状(腹痛)
		4048	皮膚所見
		4049	自覚症状(消化器)
		4050	自覚症状(婦人科)
		4051	自覚症状(問診より)

No	項目名称	コード	名称
86	内科所見5	4052	自覚症状(背部痛)
		4053	自覚症状(不整脈)
		4054	自覚症状(眼科)
		4055	自覚症状(呼吸器)
		4056	自覚症状(整形外科)
		4057	自覚症状(耳鼻科)
		4058	関節所見
		4059	側彎
		4060	肋骨骨折
		4061	肋骨骨折(治癒形)
		4062	変形性脊椎症
		4063	リウマチ様関節炎
		4064	リウマチ様関節炎の疑い
		4065	生理的前彎の消失
		4066	角状形成
		4067	塊椎
		4068	黄色腫
		4069	眼科的所見
		4070	眼球突出
		4071	結膜炎
		4072	診察所見(外科)
		4073	呼吸音異常(水泡音)
		4074	呼吸音異常(笛声音)
		4075	呼吸音異常(摩擦音)
		4076	アトピー性皮膚炎
		4077	湿疹
		4078	他の診察所見
		4079	胸骨部膨隆
		4080	ナルコイドーシス
		4081	洞性頻脈

No	項目名称	コード	名称
87	身体判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
88	血圧判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
89	尿判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
90	貧血判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
91	肝機能判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
92	脂質判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
93	腎機能判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
94	尿酸判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
95	糖代謝判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
96	白血球判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
97	総合判定	1	未検査
		2	異常なし
		3	経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中

No	項目名称	コード	名称
98	特になし(現在の病気)	1	病気:特になし

No	項目名称	コード	名称
99	高血圧(現在の病気)	1	高血圧:現在治療中
		2	高血圧:経過観察中
		3	高血圧:治癒
		4	高血圧:放置

No	項目名称	コード	名称
100	心筋梗塞(現在の病気)	1	心筋梗塞:現在治療中
		2	心筋梗塞:経過観察中
		3	心筋梗塞:治癒
		4	心筋梗塞:放置

No	項目名称	コード	名称
101	その他の心臓病(現在の病気)	1	他の心臓病:現在治療中
		2	他の心臓病:経過観察中
		3	他の心臓病:治癒
		4	他の心臓病:放置

No	項目名称	コード	名称
102	腎臓病(現在の病気)	1	腎臓病:現在治療中
		2	腎臓病:経過観察中
		3	腎臓病:治癒
		4	腎臓病:放置

No	項目名称	コード	名称
103	腎結石(現在の病気)	1	腎結石:現在治療中
		2	腎結石:経過観察中
		3	腎結石:治癒
		4	腎結石:放置

No	項目名称	コード	名称
104	腎のう胞症(現在の病気)	1	腎のう胞症:現在治療中
		2	腎のう胞症:経過観察中
		3	腎のう胞症:治癒
		4	腎のう胞症:放置

No	項目名称	コード	名称
105	糖尿病(現在の病気)	1	糖尿病:現在治療中
		2	糖尿病:経過観察中
		3	糖尿病:治癒
		4	糖尿病:放置

No	項目名称	コード	名称
106	高脂血症(現在の病気)	1	高脂血症:現在治療中
		2	高脂血症:経過観察中
		3	高脂血症:治癒
		4	高脂血症:放置

No	項目名称	コード	名称
107	痛風・高尿酸血症(現在の病気)	1	通風:現在治療中
		2	通風:経過観察中
		3	通風:治癒
		4	通風:放置

No	項目名称	コード	名称
108	貧血(現在の病気)	1	貧血:現在治療中
		2	貧血:経過観察中
		3	貧血:治癒
		4	貧血:放置

No	項目名称	コード	名称
109	胃・十二指腸潰瘍(現在の病気)	1	胃・腸潰瘍:現在治療中
		2	胃・腸潰瘍:経過観察中
		3	胃・腸潰瘍:治癒
		4	胃・腸潰瘍:放置

No	項目名称	コード	名称
110	肝臓病(現在の病気)	1	肝臓病:現在治療中
		2	肝臓病:経過観察中
		3	肝臓病:治癒
		4	肝臓病:放置

No	項目名称	コード	名称
111	胆石症(現在の病気)	1	胆石症:現在治療中
		2	胆石症:経過観察中
		3	胆石症:治癒
		4	胆石症:放置

No	項目名称	コード	名称
112	肺結核(現在の病気)	1	肺結核:現在治療中
		2	肺結核:経過観察中
		3	肺結核:治癒
		4	肺結核:放置

No	項目名称	コード	名称
113	他の呼吸器疾患(現在の病気)	1	呼吸器疾患:現在治療中
		2	呼吸器疾患:経過観察中
		3	呼吸器疾患:治癒
		4	呼吸器疾患:放置

No	項目名称	コード	名称
114	耳の病気(現在の病気)	1	耳の病気:現在治療中
		2	耳の病気:経過観察中
		3	耳の病気:治癒
		4	耳の病気:放置

No	項目名称	コード	名称
115	その他の疾患(現在の病気)	1	その他疾患:現在治療中
		2	その他疾患:経過観察中
		3	その他疾患:治癒
		4	その他疾患:放置

No	項目名称	コード	名称
116	特に症状なし (最近2年間の自覚症状)	1	自覚症状:特になし

No	項目名称	コード	名称
117	胸がしつけられる (最近2年間の自覚症状)	1	自覚症状:胸が苦しい

No	項目名称	コード	名称
118	たんに血が混じる (最近2年間の自覚症状)	1	自覚症状:血たん有り

No	項目名称	コード	名称
119	たばこ(生活習慣)	1	たばこ:吸わない
		2	たばこ:1日20本以下
		3	たばこ:1日21~40本
		4	たばこ:1日41本以上

No	項目名称	コード	名称
120	アルコール(生活習慣)	1	アルコール:飲まない
		2	アルコール:時々飲む
		3	アルコール:毎日1本未満
		4	アルコール:毎日1本以上2本未満
		5	アルコール:毎日2本以上3本未満
		6	アルコール:毎日3本以上

No	項目名称	コード	名称
121	服薬1血圧(問診)	1	服薬・血圧:はい
		2	服薬・血圧:いいえ

No	項目名称	コード	名称
122	服薬2血糖(問診)	1	服薬・血糖:はい
		2	服薬・血糖:いいえ

No	項目名称	コード	名称
123	服薬3脂質(問診)	1	服薬・脂質:はい
		2	服薬・血糖:いいえ

No	項目名称	コード	名称
124	喫煙(問診)	1	喫煙:はい
		2	喫煙:いいえ

No	項目名称	コード	名称
125	階層区分	1	情報提供レベル
		2	動機付け支援レベル
		3	積極的支援レベル
		4	判定不能

No	項目名称	コード	名称
126	脳卒中(脳出血・脳梗塞)(現在の病気)	1	脳卒中(脳出血・脳梗塞):現在治療中
		2	脳卒中(脳出血・脳梗塞):経過観察中
		3	脳卒中(脳出血・脳梗塞):治癒
		4	脳卒中(脳出血・脳梗塞):放置

No	項目名称	コード	名称
127	がん(現在の病気)	1	がん:現在治療中
		2	がん:経過観察中
		3	がん:治癒
		4	がん:放置

No	項目名称	コード	名称
128	会話式聴力(右)	0	正常
		1	やや難
		2	難聴

No	項目名称	コード	名称
129	会話式聴力(左)	0	正常
		1	やや難
		2	難聴

標準的な質問票

別表第6

	質問項目		回答
1 - 3	現在、a から c の薬の使用の有無		
	1	a. 血圧を下げる薬	1. はい 2. いいえ
	2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	1. はい 2. いいえ
	3	c. コレステロールを下げる薬	1. はい 2. いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。		1. はい 2. いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。		1. はい 2. いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっていると言われたり、治療（人工透析）を受けたことがありますか。		1. はい 2. いいえ
7	医者から貧血といわれたことがある。		1. はい 2. いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は 6 ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 ヶ月間も吸っている者)		1. はい 2. いいえ
9	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している。		1. はい 2. いいえ
10	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施		1. はい 2. いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施		1. はい 2. いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。		1. はい 2. いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。		1. 何でもかんで食べができる 2. 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3. ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。		1. 速い 2. ふつう 3. 遅い
15	就寝前の 2 時間以内に夕食を取ることが週に 3 回以上ある。		1. はい 2. いいえ
16	夕食後に間食（3 食以外の夜食）をとることが週に 3 回以上ある。		1. はい 2. いいえ
17	朝食を抜くことが週に 3 回以上ある。		1. はい 2. いいえ
18	お酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度		1. 毎日 2. 時々 3. ほとんど飲まい（飲めない）
19	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量 清酒 1 合（180ml）の目安：ビール中瓶 1 本（約 500ml）、焼酎 35 度（80ml）、ウイスキーダブル 1 杯（60ml）、ワイン 2 杯（240ml）		1. 1 合未満 2. 1～2 合未満 3. 2～3 合未満 4. 3 合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。		1. はい 2. いいえ
21	運動や食生活などの生活習慣を改善してみようと思いませんか。		1. 改善するつもりはない 2. 改善するつもりである（概ね 6 か月以内） 3. 近いうちに（概ね 1 か月以内）改善するつもりであり、少しづつ始めている 4. 既に改善に取り組んでいる（6 か月未満） 5. 既に改善に取り組んでいる（6 か月以上）
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。		1. はい 2. いいえ

令和〇〇年〇月〇〇日

帳票作成年月日

## 健 康 診 断 受 診 者 一 覧

〇〇課 所属長 様

事業所ごとに打ち出し

健 診 機 関 名

自 令和〇〇年〇月〇〇日

至 令和〇〇年〇月〇〇日 に実施しました健康診断の受診者等について、下記のとおり御報告いたします。

「精密検査対象者」及び「脳心疾患対象者」欄に「〇」が付いている職員は、精密検査の対象者ですので、検査を受診するように、御指導ください。

詳しくは、通知文及び別紙「要精密検査者名簿」及び「専門医療機関受診勧奨対象者一覧」をご確認ください。また、下記「受診コース」欄に「特殊健診」と表記している職員は、特殊健診のみ受診した職員となります。

氏名コード	氏名(漢字)	氏名(フリガナ)	受診年月日 受診コース	精密検査 対象者	脳心疾患 検査対象者
〇〇〇〇〇〇〇	京都 太郎	キョウ ハチロー	令和〇〇年〇月〇〇日 定健〇コース(深夜〇期)		〇
〇〇〇〇〇〇〇	御池 次郎	オイケ ジロウ	令和〇〇年〇月〇〇日 特殊健診	〇	
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					
〇〇〇〇〇〇〇					

上記期間に受診した該当  
所属職員氏名をすべて記載

上段に当該職員受診年月日を記載、  
下段には特殊健診のみ受診した者以外は、  
「定健〇コース(深夜〇期)」と記載  
〇コース:Aコース又はBコース  
〇期:前期又は後期

令和〇〇年〇月〇〇日

要精密検査者名簿

帳票作成年月日

〇〇課 所属長様

事業所ごとに打ち出し

健診期間 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

掲載されている職員は、受診者一覧の「精密検査対象者」及び「脳心疾患対象者」のうち、**健診機関での受診対象者**ですので、受診するよう御指導ください。

なお、下記「要呼吸器精密検査」欄に「〇」のついている職員については、後日事務局から胸部X線による精密検査の要否について連絡がありますので、指示に従ってください。

この受診に係る服務の取扱いは、職務免除(有期雇用職員については報酬減額の対象外)となります。

また、必要となる検査費用については、基本的に公費となります。精密検査と同時に行われる治療とみなされる検査等の実施や、更なる再検査・治療等に係る費用については、本人負担となります。

氏名コード	氏名(漢字)	氏名(フリガナ)	受診年月日 受診コース	精密検査対象者 検査日時	要呼吸器精密検査
〇〇〇〇〇〇	御池 次郎	オイケ ジロウ	令和〇〇年〇月〇〇日 特殊健診	令和〇〇年〇月〇〇日 〇時〇分～〇時〇分	

別紙1「健康診断受診者一覧」で、精密検査対象者欄及び脳心疾患対象者欄に「〇」がある職員のうち、健診機関において精密検査が受けられる職員を記載。対象となる健診項目については、4「精密検査 別表」を参照。

健診機関において、精密検査日時を事前に指定される場合に利用。  
事前指定が無い場合は、それに代わる精密検査案内を行うこと。

呼吸器精密検査の対象となる者について「〇」をつける。

令和〇〇年〇月〇〇日

専門医療機関受診勧奨対象者一覧

〇〇課 所属長様

健診期間 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

掲載されている職員は、受診者一覧の「精密検査対象者」のうち、**専門医療機関での検査が必要な方**ですので、受診するよう御指導ください。

この受診に係る服務の取扱いは、職務免除(有期雇用職員については報酬減額の対象外)となりませんので、ご注意ください。

また、必要となる検査費用については、全て本人負担となります。

氏名コード	氏名(漢字)	氏名(フリガナ)	受診年月日 受診コース	備考
〇〇〇〇〇〇	御池 次郎	オイケ ジロウ	令和〇〇年〇月〇〇日 特殊健診	

別紙1「健康診断受診者一覧」で、精密検査対象者欄に「〇」がある職員のうち、健診機関において精密検査が受けられない職員を記載。対象となる健診項目については、4「精密検査 別表」を参照。

## 2 特殊健診健康診断

### 1 予定数量

#### (1) 電離放射線健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
電離放射線健康診断基本項目	290	290	580
貧血検査	100	100	200

##### 【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数は約300名。
- ② 「電離放射線健康診断基本項目」とは、別表第1の電離放射線健康診断検査項目の(1)～(7)を指す。
- ③ 受診者数を請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ④ 上記数量については、変動する。

#### (2) 有機溶剤健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
有機溶剤健康診断基本項目	9	9	18
尿代謝物検査	9	9	18
貧血検査	1	1	2
肝機能検査	1	1	2
判断料	1	1	2
採血料	1	1	2

##### 【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数は約9名。
- ② 「有機溶剤健康診断基本項目」とは、別表第1の有機溶剤健康診断検査項目の(1)～(3)を指す。
- ③ 「判断料」及び「採血料」については、「貧血検査」又は「肝機能検査」を行った場合、当該検査に伴うものとして発生する。
- ④ 受診者数を請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ⑤ 上記数量については、変動する。

#### (3) 特定化学物質健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
特定化学物質健康診断基本項目	0	6	6
胸部X線検査	0	4	4

##### 【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数は約6名。
- ② 「特定化学物質健康診断基本項目」とは、別表第1の特定化学物質健康診断検査項目の(1)～(3)を指す。
- ③ 受診者数を請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ④ 上記数量については、変動する。

#### (4) じん肺健康診断

項目	前期件数	合計
じん肺健康診断基本項目（じん肺法第3条第1項第1号）	1	1
胸部に関する臨床検査及び肺機能検査（同法第3条第1項第2号）	1	1
結核精密検査その他（同法第3条第1項第3号）	1	1

##### 【注意事項】

- ① 就業時健康診断（じん肺法第7条）及び定期健康診断（同法第8条）の対象者数は約1名。
- ② 「じん肺健康診断基本項目」とは、別表第1のじん肺健康診断検査項目の（1）～（2）を指す。
- ③ 受診者数を請求すること。
- ④ 上記数量については、変動する。

## 2 実施内容

#### (1) 健康診断実施日程

前期：令和5年6月上旬～同年7月下旬

後期：令和5年12月上旬～令和6年1月中旬

なお、電離放射線、有機溶剤、特定化学物質健康診断は深夜業務等従事職員健康診断の実施の際に併せて実施する。（日程や巡回箇所等については深夜業務等従事職員健康診断と同様）

また、じん肺健康診断（就業時健康診断及び定期健康診断）は、概ね前期の深夜業務等従事職員健康診断の実施時期に併せて実施する。

#### (2) 検査項目

別表第1「電離放射線健康診断、有機溶剤、特定化学物質健康診断及びじん肺健康診断 検査項目」のとおり

#### (3) 健診対象者

電離放射線健康診断、有機溶剤、特定化学物質健康診断及びじん肺健康診断のそれぞれの対象者は次のとおりである。なお、対象者の所属、氏名、生年月日等必要な情報については、本機構から健診機関に情報提供する。

##### ア 電離放射線健康診断

本機構職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務に従事する職員

##### イ 有機溶剤健康診断

本機構職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤を取り扱う職員

##### ウ 特定化学物質健康診断

本機構職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質を取り扱う職員

##### エ じん肺健康診断

本機構職員のうち、じん肺法に定める健康診断の対象となる職員

※ 対象者の所属、氏名等については、「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第3のとおり、本機構から健診機関に情報提供する。

#### (4) 健診実施及び結果通知

健診実施及び結果通知文等の納品時期については、深夜業務等従事職員健康診断と同様とする。

## (5) 健診結果

### ア 健診結果の判定基準

判定基準については、原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、産業医の指示等により、別途本機構で指定した場合は、本機構と協議のうえ、その指示に従うこと。

また、事前に健診機関で定めている基準については、本機構に提示すること。

### イ 健診結果の報告

深夜業務等従事職員健康診断の健診結果送付と同時とすること。

#### (ア) 個人宛結果報告

個人ごとに、次に記載した結果報告を作成し、所属、氏名コード及び氏名欄の見える窓開き封筒に封入し、当該職員が受診した日から2週間から遅くとも3週間後までには本機構に納品すること。ただし、健診機関から直接送付を指示する場合もある。

所属、氏名コード、氏名、生年月日、性別、受診日、検査数値（検査結果）、  
基準値、結果判定

#### (イ) 所属長宛結果報告

個人宛結果報告を送付する職員の結果について、所属ごとにまとめた所属長宛の結果報告（下記参照）を作成し、個人宛結果報告と併せて所属ごとに封入し、当該所属宛封筒の宛名を「(所属名) 所属長様 親展」と記載し、(ア) の期日までに納品すること。

a～dのいずれも健診機関の定めた様式でよい。

- a 特殊健康診断結果報告書（所属ごとに必要な措置・診断結果を記載したもの）
- b 電離放射線健康診断にあっては、電離放射線障害防止規則第58条に定める電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
- c 有機溶剤健康診断にあっては、有機溶剤中毒予防規則第30条の3に定める有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）に定める項目を盛り込んだ書類
- d 特定化学物質健康診断にあっては、特定化学物質障害予防規則第41条に定める特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
- e じん肺健康診断にあっては、じん肺法施行規則第22条に定めるじん肺健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類

#### (ウ) 総務担当課長宛結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、総務担当課長宛の結果報告（上記「(イ) 所属長宛結果報告」と同じ）を作成し、宛名を「総務担当課長 親展」とし、本機構に納品すること。

#### (エ) 本機構宛結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、次に記載した結果報告を作成し、本機構に納品すること。

- a 特殊健康診断結果報告書（所属ごとにまとめた必要な措置・診断結果を記載したもの）
- b 電離放射線健康診断に係る結果報告書及び個人票
  - (a) 電離放射線障害防止規則第58条に定める電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
  - (b) 電離放射線障害防止規則第57条に定める電離放射線健康診断個人票（様式第1号）に定める項目を盛り込んだ書類
- c 有機溶剤健康診断にかかる結果報告書及び個人票
  - (a) 有機溶剤中毒予防規則第30条の3に定める有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）に定める項目を盛り込んだ書類
  - (b) 有機溶剤中毒予防規則第30条に定める有機溶剤等健康診断個人票（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
- d 特定化学物質健康診断にかかる結果報告書及び個人票

- (a) 特定化学物質障害予防規則第40条に定める特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ書類
  - (b) 特定化学物質障害予防規則第40条に定める特定化学物質健康診断個人票（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
  - e じん肺健康診断にかかる結果報告書  
じん肺法施行規則第22条に定めるじん肺健康診断結果報告書（様式第3号）に定める項目を盛り込んだ個人票
- (才) 電子データによる報告  
前期及び後期の健康診断終了後、本機構宛に受診者の健診結果について、電子データを作成し、本機構に納品すること。  
電子データのレイアウト等については、健診機関が健康診断実施までにサンプルを作成し、本機構と協議を行うこと（別表第2及び「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第4を参照）。

#### (6) 委託料

本機構が結果報告の内容を検査し、毎月の委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、60日以内にこれを支払うものとする。

#### (7) 共通仕様書

「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

#### (8) その他

本機構が提供する「定期の放射線業務従事者健康診断 調査（問診）票」に必要な所見等を記載すること。

その他不明な点等については、本機構の指示に従うこと。

## 特殊健診健康診断 検査項目

検査項目		前期	後期
電離放射線健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)皮膚の検査 (5)眼の検査 (6)貧血検査 (7)白血球数、白血球数百分率の検査	(1)～(7)の検査を実施  ※前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。	(1)～(7)の検査を実施  ※後期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。
有機溶剤健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)尿代謝物検査 (5)貧血検査 (6)肝機能検査	(1)～(3)の検査を実施する。必要に応じて(4)～(6)の検査を実施する。 ※前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。  ※ 有機溶剤健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること	(1)～(3)の検査を実施する。必要に応じて(4)～(6)の検査を実施する。 ※後期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。  ※ 有機溶剤健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること
特定化学物質健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)胸部X線直接撮影	(1)～(3)の検査を実施する。必要に応じて(4)の検査を実施する。 ※前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。  ※ 特定化学物質健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること	(1)～(3)の検査を実施する。必要に応じて(4)の検査を実施する。 ※前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。  ※ 特定化学物質健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること
じん肺健康診断	(1)職歴の調査 (2)胸部X線直接撮影 (3)既往歴の検査 (4)胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査 (5)スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査 (6)動脈血ガスを分析する検査 (7)結核精密検査等 a 結核菌検査 b X線特殊撮影による検査 c 赤血球沈降速度検査 d ツベルクリン反応検査 (8)肺結核以外の合併症に関する検査 a 結核菌検査 b たんに関する検査 c X線特殊撮影による検査	じん肺健康診断を受診する者について、(1)及び(2)の検査を実施 ただし、じん肺法第3条第2項該当者については、必要に応じて(3)～(6)の検査を実施 また、じん肺法第3条第3項該当者については、必要に応じて(7)及び(8)の検査を実施	X

別表第2

○結果情報レコードレイアウト(電離放射線健康診断)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	固体コード	文字	2	-	-	「01」固定
2	キー2	文字	1	-	-	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	-	-	6桁未満ゼロフィル
4	続柄	文字	2	-	-	「00」固定
5	続柄枝	文字	1	-	-	「0」固定
6	性別	コード	1	-	-	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	-	-	
9	健診年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
10	放射線判定	コード	1	-	-	1:特に処置を要しない 2:処置をする

○結果情報レコードレイアウト(有機溶剤健康診断)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	固体コード	文字	2	-	-	「01」固定
2	キー2	文字	1	-	-	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	-	-	6桁未満ゼロフィル
4	続柄	文字	2	-	-	「00」固定
5	続柄枝	文字	1	-	-	「0」固定
6	性別	コード	1	-	-	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	-	-	
9	健診年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
10	有機溶剤判定	コード	1	-	-	1:特に処置を要しない 2:処置をする

○結果情報レコードレイアウト(特定化学物質健康診断)

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	固体コード	文字	2	-	-	「01」固定
2	キー2	文字	1	-	-	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	-	-	6桁未満ゼロフィル
4	続柄	文字	2	-	-	「00」固定
5	続柄枝	文字	1	-	-	「0」固定
6	性別	コード	1	-	-	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	-	-	
9	健診年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
10	特定化学物質判定	コード	1	-	-	1:特に処置を要しない 2:処置をする

○じん肺健康診断レコードレイアウト

No	項目名称	データ型	バイト数	小数点以下桁数	単位	備考
1	固体コード	文字	2	-	-	「01」固定
2	キー2	文字	1	-	-	「1」固定
3	氏名コード	文字	6	-	-	6桁未満ゼロフィル
4	続柄	文字	2	-	-	「00」固定
5	続柄枝	文字	1	-	-	「0」固定
6	性別	コード	1	-	-	1:男 2:女
7	生年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
8	健診機関名称	文字	80	-	-	
9	健診年月日	日付	8	-	-	YYYYMMDD
10	じん肺判定	コード	1	-	-	1:じん肺の所見なし 2:じん肺の所見あり

### 3 精密検査

#### 1 予定数量

別表のとおり

#### 2 契約条件

##### (1) 実施内容

本機構が実施する深夜業務等従事職員健康診断の受診者のうち、その結果から健診機関が必要と判断した職員及びその他産業医の指示等により、総務担当課長が必要と認めた職員に対する精密検査を隨時実施すること。

##### (2) 精密検査実施日程

契約締結日から令和6年3月31日までの間とする。

深夜業務等従事職員健康診断後、精密検査を隨時実施する。

##### (3) 精密検査実施場所

健診機関が有する診療所

精密検査の時間帯については、健診機関が有する診療所の診察時間とする。

##### (4) 検査項目

別表「精密検査項目」のとおり

ただし、別表で定める精密検査実施項目のうち、医師又は産業医が必要でないと認める項目については、実施しない。

##### (5) 精密検査対象者

本機構が実施する深夜業務等従事職員健康診断の受診者のうち、その結果から健診機関が精密検査を必要と判断した職員及びその他産業医の指示等により、総務担当課長が必要と認めた職員。

なお、総務担当課長が精密検査を必要と認めた職員については、産業医の指示に基づき本機構から検査項目を指定する。

##### (6) 精密検査結果

###### ア 精密検査結果の判定基準

原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、産業医の指示等により、別途本機構で指定した場合は、本機構と協議のうえ、その指示に従うこと。

###### イ 健診結果の報告

###### (ア) 個人あて結果報告

個人ごとに、精密検査の結果報告を作成し、精密検査受診者の自宅に送付すること。

###### (イ) 本機構あて結果報告

精密検査委託料を請求する際、併せてレセプトを送付すること。また、その他精密検査の結果に伴う書類等については、別途本機構から指示することがある。

(ウ) 胸部X線撮影の結果報告

呼吸器精密検査の結果、結核又はその疑いがあると判定した職員については、当該職員の胸部X線撮影フィルム（過去3年間分のフィルムを含む。）を個人ごとに所属、氏名コード、氏名、受診年月日及び胸部X線フィルム番号を記載した封筒等に入れ、読影票及びその他検査結果（実費負担の検査結果を含む。）とともに、本機構の指定する様式にて本機構へ報告すること。

なお、報告については、判定後直ちに胸部X線フィルム等を本機構へ納品すること。

(7) 委託料

本機構が結果報告の内容を検査し、毎月の委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、60日以内にこれを支払うものとする。

(8) 共通仕様書

「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(9) その他条件

その他不明な点等については、本機構の指示に従うこと。

精密検査項目

別表

精密検査の種類	健康診断項目名	精密検査項目	精密検査 セット名称	予定 数量	検査費用負担者		
					精密検査 【本機構】	精密検査 【本人】	専門医 【本人】
血圧	血圧	BD、尿、心電図、Na、C1、K、eGFR、負荷心電図(※)	高血圧	5	○		
心疾患	心電図(安静時)	尿、心電図、心臓超音波、負荷心電図	心電図	20	○		
糖尿	空腹時血糖	尿、血糖、HbA1c、尿中微量アルブミン、eGFR	尿糖、血糖、H b A 1 c	20	○		
	HbA1c				○		
	糖				○		
貧血検査	ヘマトクリット値	尿、検血5種、Fe、TIBC、フェリチン、網赤血球、白血球分画	ヘマトクリット値等	10	○		
	血色素量(ヘモグロビン)				○		
	赤血球数	検血5種、白血球分画	赤血球数	3	○		
	白血球数	検血5種、CRP、白血球分画	白血球	2	○		
	血小板数	尿、検血5種、Fe、TIBC、フェリチン、網赤血球、白血球分画	貧血検査等	2	○		
	MCV				○		
	MCH				○		
	MCHC				○		
血清検査	CRP	CRP、白血球分画	血清検査	2	○		
腎・尿路系	潜血	尿、沈査、BUN、CRE、UA、尿ペニコウ、USTG、eGFR	尿潜血	5	○		
	蛋白	尿、沈査、BUN、CRE、UA、Na、C1、K、eGFR	尿蛋白	3	○		
	尿素窒素(BUN)	尿、沈査、BUN、CRE、UA、Na、C1、K、C3、C4、CH50、IgG、M、A、eGFR、USTG	B U N 、 C R E	3	○		
	クレアチニン				○		
肝疾患	AST(GOT)	尿、AST、ALT、TB、LAP、ChE、γ-GTP、ALP、蛋白分画、HBs抗原、HCV-抗体、USTG、アルブミン、総ビリルビン、直接ビリルビン	肝疾患	15	○		
	ALT(GPT)				○		
	γ-GTP				○		
	ALP				○		
	総ビリルビン				○		
	アルブミン				○		
	総蛋白				○		
	ウロビリノーゲン				○		
脂質	中性脂肪(TG)	TG、HDL-ch、LDL-ch、総コレステロール、TSH、FT4、頸エコー(※)	脂質	50	○		
	HDLコレステロール				○		
	LDLコレステロール				○		
	総コレステロール				○		
尿酸	尿酸(UA)	尿、BUN、CRE、UA、検血5種、白血球分画、eGFR	U A	5	○		
脳・心疾患	肥満、血圧、血糖、血中脂質全て	空腹時脂質検査、空腹時血糖検査、HbA1c、負荷心電図(又は心臓超音波検査)、頸部超音波検査、微量アルブミン尿検査	脳・心疾患	5	○		
(健診機関指定)	内科診察	* 検査項目により精密検査内容が異なる。 * 健診機関で実施不可の場合は、専門医療機関受診勧奨を行うこと。				○	○
(専門医療機関受診勧奨)	胸部X線(直接)	* 当該検査に係る精密検査は、治療扱いとし、専門医療機関受診勧奨を行うこと。					○
(専門医療機関受診勧奨)	眼底検査	* 当該検査に係る精密検査は、治療扱いとし、専門医療機関受診勧奨を行うこと。					○
(専門医療機関受診勧奨)	厚生省ミニドック健診 (総合がん健診項目)	* 健診対象外項目のため、治療扱いとし、専門医療機関受診勧奨を行うこと。					○

(※)については、医師の判断に基づく付加項目

尿再検査	尿検査		尿再検査	5	○		
------	-----	--	------	---	---	--	--

①同一職員に複数の精検セットを実施し、重複検査項目がある場合、全ての重複項目を満たす精検セットの料金を支払うものとする。ただし、一部のみ重複する時は、それぞれの精検セット料金を支払う。(例「赤血球数」と「白血球数」の同時検査については「白血球数」のみ支払う。)

②「検査費用負担者」について、「精密検査【本機構】」に「○」があるものについて本市が支払う。「精密検査【本人】」に「○」があるものは、受診者本人が費用を負担する。「専門医【本人】」に「○」があるものは、専門医療機関受診勧奨を行い、受診者本人が費用を負担する。

## 4 個別保健指導

### 1 予定数量

項目	数量
保健指導巡回回数（回）	10

#### 【注意事項】

- ① 保健指導巡回回数1回とは、保健師1名を半日（3時間）派遣したときとする。
- ② 上記数量については、変動する。

### 2 実施内容

#### (1) 保健指導実施日程

巡回による保健指導：令和5年10月中旬～同年10月下旬ごろ

時期	実施内容
9月下旬	<p>①本機構が指定する深夜業務等従事職員健康診断の受診者から、本機構が指示する保健指導の対象者を抽出し、リストを本機構に提出</p> <p>対象者の基準については、別途指示する。</p> <p>②保健指導実施可能な日程枠の提示</p>
10月上旬 ～10月中旬	<p>③保健指導対象者のいる所属の各担当者と健診機関とで日程調整の実施</p>
10月中旬 ～10月下旬	<p>④巡回による保健指導の実施</p> <p>巡回回数：5回程度（半日の巡回を1回とする）</p> <p>巡回場所：「1 深夜業務等従事職員健康診断」別表第1の巡回場所のうち、本市が指定する場所及び本機構が指定する京都市内の健診機関が有する施設</p> <p>※巡回回数や巡回場所、実施時間については、変更することがある。</p>

※上記日程は、変更する場合がある。

なお、上記日程以外で保健指導の実施を指示することがある。

#### (2) 巡回による保健指導実施場所

「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第1の巡回場所のうち別途本市が指定する場所

ただし、健康診断の巡回箇所以外を巡回場所として指定する場合がある。

### (3) 保健指導対象者

本機構が実施する定期健康診断及びそれに伴う精密検査、再検査の結果から、産業医が必要と判断した職員及びその他産業医の指示等により、職員担当課長が必要と認めた職員。

### (4) 保健指導実施内容

労働安全衛生法に基づく保健指導を、個人面談により実施する。（1人20分程度）  
(保健師による運動指導、栄養指導、生活指導及び相談等)

### (5) 保健指導結果

保健指導終了後、本機構あてに保健指導結果について、仕様（「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第4）のとおり電子データを作成し、本機構に納品すること。

また、「結果情報レコードレイアウト」は別表のとおりとする。

### (6) 委託料

本機構が結果報告の内容を検査し、委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、60日以内にこれを支払うものとする。

### (7) 共通仕様書

「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

### (8) その他条件

- ア 保健指導対象者には、厚生会が実施する厚生会ミニドック健診を受診した者のうち、本機構が必要と認めた職員も含む。詳細については別途本機構と協議を行う。
- イ その他不明な点等については、本機構の指示に従うこと。

別表

## ○結果情報レコードレイアウト(個別保健指導)

No	項目名称	データ型	バイト数	備考
1	指導年月日	文字	8	YYYYMMDD ※欠席の場合は、“欠席”と文字入力
2	会場	文字	74	
3	担当	文字	74	
4	個人番号	数字	10	
5	氏名	文字	80	
6	フリガナ	文字	80	
7	所属	文字	80	
8	性別	コード	1	1:男、2:女
9	生年月日	日付	8	YYYYMMDD
10	年齢	数字	3	
11	精密検査項目／結果	文字	150	※複数項目入力可 ※検査の結果は項目のあとに括弧書きで入力 例) 中性脂肪[150mg/dl]／HbA1c[6.8%]
12	精検受診有無	文字	74	
13	指導内容	文字	500	

# 電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書

## （総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

## （履行計画）

- 第2条** 受託者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

## （秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

## （目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 契約目的物
  - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
  - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

## （複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## （作業責任者等の届出）

- 第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

## (教育の実施)

**第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

## (派遣労働者等の利用時の措置)

**第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

## (再委託の禁止)

**第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

## (データ等の適正な管理)

**第10条** 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。

4 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならぬ。

(1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。

(2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。

- (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
- 7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
  - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 8 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

#### (データ等の廃棄)

- 第 11 条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
  - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
  - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。

#### (監督)

- 第 12 条** 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### (事故の発生の通知)

- 第13条** 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (支給品及び貸与品)

- 第14条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。
- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復すとともに損害を賠償しなければならない。

#### (検査の立会い及び引渡し)

- 第15条** 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第4条第1項の検査に係る試行、試験等のための納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 4 乙は、契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

### (契約の解除)

- 第 16 条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
- 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
- 4 甲は、前3項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 5 乙は、第1項から第3項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

### (損害賠償)

- 第 17 条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

### (契約不適合責任)

- 第 18 条** 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第4項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第4項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

### (作業実施場所における機器)

- 第 19 条** 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

## 個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

### (秘密の保持)

第1条 乙は、業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (個人情報の適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならぬ。

### (従業者の監督)

第3条 乙は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報の適正な管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (再委託の制限)

第4条 乙は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾を得て業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

### (個人情報の目的外利用の禁止)

第5条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報を利用の目的を超えて利用してはならない。

### (個人情報の第三者提供の禁止)

第6条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第4条第1項のただし書に基づき、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

### (個人情報の不正な複製等の禁止)

第7条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

### (提供した資料の返還義務)

第8条 乙は、業務が完了し、その成果物を甲に引き渡すときは、甲が業務の処理のために提供していた個人情報が記録された資料についても、甲に返還しなければならない。

### (事故の発生の報告義務)

第9条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損及び盜難等の事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### (損害の負担)

第10条 当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて乙の負担とする。ただし、損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。